

平成29年第2回 飯塚市議会会議録第2号

平成29年5月23日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第6日 5月23日（火曜日）

第1 各常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第41号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
- （2）議案第43号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

2 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第42号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

3 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第40号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）

第2 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第44号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること

第3 議会選出各種委員等の選出

第4 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第6号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第7号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第5 署名議員の指名

第6 閉会

○会議に付した事件

第1 各常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第41号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
- （2）議案第43号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

2 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第42号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

3 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第40号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）

第2 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第44号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること

第3 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第45号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

第4 議会選出各種委員等の選出

第5 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第6号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第7号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第6 署名議員の指名

第7 閉 会

○議長（藤浦誠一）

これより、本会議を開きます。

各常任委員会に付託していました「議案第40号」から「議案第43号」までの4件を一括議題といたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

総務委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。「議案第41号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、わがまち特例により、保育の受け皿整備の促進のため、固定資産税の課税標準の特別割合を定めるとのことであるが、どのような保育施設が軽減対象となるのかということについては、認可外保育施設で、定員5人以下の少人数で行う家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の3事業と企業主導型保育事業が対象となるという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、非常勤消防団員等の損害補償加算額が減額、または増額となるのはなぜかということについては、一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額の改定により、配偶者の扶養手当が減額、子の扶養手当が増額されたことにあわせ、補償基礎額の加算額を改定するものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、損害補償加算額の減額は、非常勤消防団員等にとって、不利益変更となるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告にありました議案第41号には賛成、議案第43号には反対の立場から討論を行います。

まず、賛成する立場から、専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）について

です。今回改正の主な点の第1として、特定上場株式の配当や株式譲渡所得の税金は、納税する側から言えば、すでに確定申告をしていますが、そのあとに個人住民税の申告書を提出することによって、自分に有利な方法を選択できるようになるものという主旨の説明がありました。この点についてはむやみに反対するものではありませんが、市としては、税収がどのくらい減るのか、ふえるのかについてはわからないというのは、無責任な答弁だと指摘せざるを得ません。

今回改正の主な点の第2としては、固定資産税の減額にかかわるもので、保育の受け皿の整備を促進するためというのは、企業が主導する認可外保育施設、具体的には定員5人以下の保育、自宅を訪問する形の保育、事業所内での保育のことであるとの説明がありました。無認可でも子どもの幸せのために頑張っている保育所がある一方で、利益追求第一の企業主導の場合に各地で重大事故が報告されており、保育所待機児童ゼロを早期に実現するためには、保育士を安定的に確保できる公立保育所の新設が急務であります。また、固定資産税の負担軽減によって緑地保全、緑化推進法人が設置する市民緑地を進める考え方は、それによって税収への影響がどうなるかわからないようでは無責任であり、遊休地を大規模に抱える特定の大企業の救済が目的にならぬようにしなければなりません。

次に、反対する立場から、専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）についてです。今回改正は、国が基準を変えたことに従って、非常勤の消防団員ほかに対する補償基礎額の加算額を、配偶者がいる場合の22歳になったあと3月31日までの子は217円から267円に増額する一方、配偶者は433円から333円に減額、配偶者がいない場合の22歳になったあと3月31日までの子は367円から333円に減額、同じく配偶者がいない場合の扶養者は367円から300円に減額するものであります。国の基準がなぜ変わったかについて説明しないばかりか、加算額の減額を不利益変更と認めず、どのくらいの方が影響を受けるかもわからないという執行部の答弁に対し、国の不利益変更の押しつけから職員を守る考えはないのかという私の質問に、副市長は、減額となる人については十分配慮していかなくてはならないが、国の法律に基づく変更であるので仕方ないという主旨の答弁をしました。災害発生があるときも、また、ないときにも危険を冒して役割を果たし、しかもその待遇について交渉の場を持たない状況にある非常勤の消防団員等の公務災害補償について、一方的な不利益変更を国の言いなりに押しつけた今回の専決処分を、日本共産党市議団は承認することはできません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第41号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

次に、「議案第43号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は承認されました。

次に、協働環境委員長の報告を求めます。20番 上野伸五議員。

○２０番（上野伸五）

協働環境委員会に付託を受けました、「議案第４２号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書並びに「国民健康保険税条例改正補足説明資料」に基づき説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第４２号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

次に、経済建設委員長の報告を求めます。２８番 平山 悟議員。

○２８番（平山 悟）

経済建設委員会に付託を受けました、「議案第４０号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第４０号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第４４号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第４４号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

本市固定資産評価員として、倉智 敦氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第44号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

市長より、「議案第45号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」が提出されております。

お諮りいたします。この際、「議案第45号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を急施事件と認め、日程に追加し、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、この際、本案を急施事件と認め、日程に追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

「議案第45号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第45号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。

議案第45号は、議会選出の監査委員につきまして、田中裕二氏を同委員に選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第45号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

2番 佐藤清和議員が、飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の辞職願を提出され、同議会議員の辞職許可を受けております。

お諮りいたします。この際、飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員1名の欠員補充のため、「選挙第4号 飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の選挙」を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

「選挙第4号 飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員に、25番 勝田 靖議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、25番 勝田 靖議員を飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、25番 勝田 靖議員が、飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員に当選いたしました。

ただいま飯塚市・桂川町衛生施設組合議会議員に当選されました、25番 勝田 靖議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において、指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会事務局に、その氏名を発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（許斐博史）

議会選出各種委員等の氏名を発表いたします。

国民保護協議会委員に、1番 藤浦誠一議員、2番 佐藤清和議員。

民生委員推薦会委員に、14番 江口 徹議員、6番 奥山亮一議員。

青少年問題協議会委員に、14番 江口 徹議員。

都市計画審議会委員に、8番 宮嶋つや子議員、11番 永末雄大議員、18番 城丸秀高議員、26番 道祖 満議員。

地方卸売市場運営審議会等委員に、17番 福永隆一議員、24番 森山元昭議員。

防災会議委員に、1番 藤浦誠一議員、2番 佐藤清和議員、27番 坂平末雄議員、28番 平山 悟議員。

企業立地促進審議会委員に、27番 坂平末雄議員、25番 勝田 靖議員、28番 平山 悟議員、3番 瀬戸 光議員。

中小企業融資制度審議会委員に、28番 平山 悟議員、3番 瀬戸 光議員。

農業振興地域整備促進協議会委員に、28番 平山 悟議員、3番 瀬戸 光議員。

飯塚市社会福祉協議会理事に、14番 江口 徹議員。

飯塚市社会福祉協議会評議員に、6番 奥山亮一議員。

飯塚地区防犯協会理事に、1番 藤浦誠一議員、4番 兼本芳雄議員、7番 川上直喜議員、13番 守光博正議員、23番 古本俊克議員、27番 坂平末雄議員。

暴力追放・生活安全推進住民会議委員に、1番 藤浦誠一議員、2番 佐藤清和議員、4番 兼本芳雄議員、5番 光根正宣議員、8番 宮嶋つや子議員、25番 勝田 靖議員。

空家等対策協議会委員に、28番 平山 悟議員。

以上でございます。

○議長（藤浦誠一）

ただいま議会事務局に発表させましたとおり、それぞれの委員等に指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの委員等に選出することに決定いたしました。

「報告第6号 専決処分 of 報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山本昭彦）

報告第6号の専決処分の報告について、ご報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

報告第6号、議案書の36ページをお願いいたします。

本件事故は、平成29年1月27日金曜日、午前9時40分頃、東徳前地内の市が管理する県道との取りつけ道路において、当事者が枝国側から飯塚方面へ走行中、進行方向右寄りにできたくぼみに車両右側前後輪を落とし込ませ、車両右側前後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は50%であり、当事者車両の損害賠償額は5万1355円となっております。

道路点検補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や、職員への呼びかけ、道路パトロール等を行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第7号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

「報告第7号 車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきまして、ご説明いたします。

議案書の38ページをお願いいたします。

この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要についてご説明いたします。本件事故は、平成29年2月26日、日曜日、市長選挙の当日、第3投票所として使用しておりました市立菰田小学校体育館の入口付近において

発生いたしました。投票所名が記載された懸垂幕を、従事者が当日朝から三脚を使用し掲示しておりましたところ、午後３時ごろ風で三脚が転倒し、駐車していた車両の右側面上部に当たり、損傷を与えたものでございます。事故につきましては、三脚の固定を十分に行わなかったことが原因でございます。この事故につきましては、本議会前の３月２８日に示談が締結され、示談の内容は、過失割合が市１００％、市は相手方の修理費用額４万３４５７円を相手方に支払うというものでございます。

投票所の設営につきましては、投票所の事務従事者説明会におきまして、その設営方法について注意を促しているところでございますが、今後、二度とこのような事故が起きないように事故防止に取り組み、投票所の従事者の指導を強化してまいります。

以上、簡単ですが市長選挙当日の投票所における車両損傷事故の報告を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。

３番 瀬戸 光議員、２８番 平山 悟議員。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成２９年第２回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前１０時２９分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1 番 藤 浦 誠 一
2 番 佐 藤 清 和
3 番 瀬 戸 光
4 番 兼 本 芳 雄
5 番 光 根 正 宣
6 番 奥 山 亮 一
7 番 川 上 直 喜
8 番 宮 嶋 つや子
9 番 明 石 哲 也
10 番 秀 村 長 利
11 番 永 末 雄 大
12 番 田 中 裕 二
13 番 守 光 博 正
14 番 江 口 徹

15 番 梶 原 健 一
16 番 吉 田 健 一
17 番 福 永 隆 一
18 番 城 丸 秀 高
19 番 松 延 隆 俊
20 番 上 野 伸 五
21 番 田 中 博 文
22 番 鯉 川 信 二
23 番 古 本 俊 克
24 番 森 山 元 昭
25 番 勝 田 靖
26 番 道 祖 満
27 番 坂 平 末 雄
28 番 平 山 悟

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田 代 文 男

次 長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 宮 嶋 友 之

書 記 伊 藤 拓 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

都市施設整備推進室長 高 木 宏 之

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 古 川 恵 二

都市建設部長 鬼 丸 力 雄

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 中 村 武 敏

公営競技事業所長 山 本 康 平

待機児童対策担当次長 山 本 雅 之

都市建設部次長 今 井 一

選挙管理委員会事務局長 今 泉 正 虎

土木管理課長 山 本 昭 彦